

中期目標・中期計画一覧表

(法人番号 65) (大学名) 広島大学

中期目標	中期計画
<p>(前文) 大学の基本的な目標</p> <p>1 理念</p> <p>「自由で平和な一つの大学」という建学の精神を継承し、平和を希求する精神、新たなる知の創造、豊かな人間性を培う教育、地域社会・国際社会との共存、絶えざる自己変革、という理念5原則の下に、国立大学である広島大学に課せられた使命を果たす。</p> <p>2 基本方針</p> <p>広島大学は世界最初の被爆地である国際平和文化都市ヒロシマの総合研究大学として、国際水準の教育研究の展開に向けて、研究大学強化促進事業やスーパーグローバル大学創成支援事業（トップ型）なども包含する「広島大学改革構想」を着実に実行し、徹底した「大学改革」と「国際化」を推進し、今後、10年以内に世界大学ランキングトップ100に入る総合研究大学を目指す。</p> <p>さらに、本学の特長や強みを伸ばすとともに、時代や社会の要請に応じて、日本を代表し世界をリードするナショナルセンターとしての機能と、中国・四国地方のリージョナルセンターとしての機能を果たし、「100年後にも世界で光り輝く大学」となることを目指す。併せて、本学の伝統と実績を活かした教養教育を根幹に「平和を希求する国際的教養人」の養成を行うとともに、世界トップレベルの研究に裏打ちされた国際的に通用する専門教育を提供し、世界や地域社会で活躍できる人材の養成を行う。</p>	

研究については、研究大学強化促進事業等を活用して、第2期中期目標期間より取り組んできた研究拠点の構築や研究環境の整備等の重点支援を進め、自由で独創性の高い研究を推進し、世界トップレベルの研究を展開する。本学の強みである教育学、物性物理、宇宙科学、機能性材料創製、半導体・ナノテクノロジー、バイオテクノロジーなどの分野において質の高い先端研究を発展させる。また、原爆の惨禍から復興を支えてきた大学として放射線災害に係る医療に関する研究拠点を発展させるとともに、再生医療、肝疾患や脳科学研究の質の高い先端研究を発展させる。

教育については、スーパーグローバル大学創成支援事業等を活用して、第2期中期目標期間に策定した「広島大学改革構想」を具体的に実施していくことにより、国際通用性の高い教育を提供し、人類が直面する予測不能な種々の課題を解決することのできる教養と専門的知識及び能力を有し、平和を希求するグローバル人材を養成する。また、教育の国際標準化及び質の向上を図るため、教育の内部評価システムを充実させ、評価に基づき改善を行うとともに、国際大学間コンソーシアム(SERU)による外部評価を受審する。

社会貢献については、革新的イノベーション創出プログラムや科学技術人材育成のコンソーシアムの構築事業等を活用し、第2期中期目標期間より取り組んできた地域に集積する輸送機器や機械分野等の産業界及び広島県を中心とする地域社会との連携の高度化に向けた取組を重点的に進め、国際競争力の向上やイノベーション創出

<p>等に貢献する。また、グローバル指向が強い広島県地域の要請に応じて、地（知）の拠点整備事業や本学独自の地域貢献事業等も活用して、地域を志向した教育・研究を推進することでグローバルにも活躍できる人材を養成し、地方の創生・活性化に貢献する。</p> <p>大学運営については、教育、研究、社会貢献の機能を最大限に発揮できるように、ガバナンス体制を恒常的に見直しつつ、学長のリーダーシップの下で経営基盤を強化し、本学の教育や研究面でのパフォーマンスをモニターする独自の目標達成型重要業績指標（A-KPI）等やIR（インスティテューショナル・リサーチ：大学における諸活動に関する情報の収集・分析）機能を活用した分析を基に本学の強みや特色を活かす戦略的なマネジメントを行う。</p>	
<p>◆ 中期目標の期間及び教育研究組織</p> <p>1 中期目標の期間 平成28年4月1日から平成34年3月31日までの6年間とする。</p> <p>2 教育研究組織 この中期目標を達成するため、別表1に記載する学部、研究科及び別表2に記載する共同利用・共同研究拠点、教育関係共同利用拠点を置く。</p>	

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標
(学士課程)

【1】 人類が直面する予測不能な種々の課題を発見し解決することのできる教養と専門的知識及び能力を身に付け、平和を希求するグローバル人材を養成する。

(大学院課程)

【2】 高度な専門的知識を基礎に自ら価値を生み出し、人類が直面する予測不能な種々の課題を発見し解決するとともに、平和を希求してグローバルに活躍する高度専門人材を養成する。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置
(学士課程)

- 【1】 第2期中期目標期間に導入を開始したナンバリング及びシラバスの英語化を全ての授業科目を対象に推進し、国際的に通用する教育システムの基盤を整備する。
- 【2】 グローバル化に対応した教育を実施するため、平成31年度までに全学部において英語を用いた授業科目のみで構成された学位プログラムを導入し、その成果を検証する。
- 【3】 グローバル化社会において、求められるコミュニケーション能力やプレゼンテーション能力を備えた学生を養成するため、英語による授業科目及び英語プロフェッショナル養成特定プログラムの拡充などと併せ英語能力の定期的な測定により、学部学生の25%程度をTOEFL iBT80レベルに到達させる。
- 【4】 多様な観点から平和を考える場を提供する全学必修の「平和科目」を始めとして、全ての教養教育科目にアクティブ・ラーニングを導入し、学生が自ら主体的に学び考え、課題を発見・解決する能力を涵養する。

(大学院課程)

- 【5】 国際的視野を持ち、現代社会で活躍できる高度な人材を育成するため、ミッションの再定義を踏まえ、5年一貫プログラムなど各教育プログラムの検証を行い、平成31年度から検証結果に基づき再構築したプログラムにより教育を行う。
- 【6】 グローバルに活躍できる能力を育成するため、国際的キャリアや長期海外留学を念頭に置いた短期・中期のプログラムに加えて、ダブル・ディグリープログラムをさらに拡充するとともに、複数大学間のカリキュラムの統合を含むジョイント・ディグリープログラムを構築する。
- 【7】 英語を用いた授業科目のみで修了できる学位プログラムを全研究科に順次導入し、平成31年度までに66コースに拡充して、グローバル化に対応した大学院課程教育を実施し、現代社会で活躍できる高度な人材を養成し、その成果を検証する。

(専門職学位課程)

【3】 高い倫理観を持ち、社会の法的ニーズに応じた適切なリーガル・サービスを提供できる専門職業人としての優れた法律専門家を養成する。

【4】 学校における諸課題について、優れた実践的対応力と実践研究力を備えた新人教員、ミドルリーダー及びスクールリーダーを養成する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標

【5】 教育の国際標準化を推進し、質の向上を図るため、他大学とも連携して、全学的実施体制を強化する。

(3) 学生への支援に関する目標

【6】 多様なニーズを持った学生（留学生、社会人、障がい学生等）に対する支援を拡充するとともに

【8】 グローバル化社会において、求められるコミュニケーション能力やプレゼンテーション能力を持った研究者・専門職として海外で自立可能な人材を養成するため、国際学会における研究発表の奨励、英語による授業科目及び英語を用いた授業科目のみで修了できる学位プログラムの拡充などにより、大学院生の30%程度をTOEFL iBT 86レベルに到達させる。

(専門職学位課程)

【9】 学生一人一人の学習方法を把握し、各学生の学力と理解度を正しく見極めた上で、それぞれの学生に相応しいオーダーメイド型の知識活用型と問題発見型を統合した教育を実践するとともに「学習コーチングシステム」（個別面談対応による学修力強化促進を目的とする指導方式）を強化し、司法試験合格率を向上させる。

【10】 組織的な就業支援のための教育プログラムを実施し、自治体や企業に就業を希望する学生の就業意欲を増進させ、社会のニーズに応じた法務教育を推進する。

【11】 新しい学校づくりを担う、特定の専門領域を超えた高度な専門性を有する人材を養成するための専門領域横断型教育内容・方法を改善・充実させ、教職大学院における教員就職率を95%以上とする。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

【12】 第2期中期目標期間までに構築した本学の到達目標型教育を基盤として、教育の国際標準化及び質の向上を図るため、教育推進機構の下で学士課程教育と大学院課程教育の内部評価システムを充実させ、評価に基づき国際通用性を意識した改善を行うとともに、国際大学間コンソーシアム（SERU）の国際的な教育の質保証評価を受審する。

【13】 教育の質の向上を図るため、他大学と連携してクロスポイントメント制度等を活用した戦略的な教員配置を行うなど教育環境を整備する。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

【14】 海外拠点での入学試験の成績に基づいて奨学金の採用者を選考し、渡日前に奨学金受給の可否を伝達する「新・入学前奨学金制度」を平成31年度までに導入し、採用人

に、学修環境を整備・充実する。

(4) 入学者選抜に関する目標

- 【7】 国内外から多様な背景を持った優秀な人材を受け入れるため、新たな入学者選抜を実施する。

数、支給額等について検証を行い、経済的支援を拡充する。

- 【15】 第2期中期目標期間に設置したグローバルキャリアデザインセンターにおいて、学部生・大学院生・若手研究者（既卒者を含む。）に対して、自らのキャリアを考えるインターンシップ等の充実したキャリア開発支援を行い、キャリア支援に関する学生満足度を85%以上にする。

- 【16】 「多様な学生を想定した教育のアクセシビリティ」、「障がいのある学生への合理的配慮の標準化・一般化」を推進するために、ICT・クラウド技術を活用した授業支援・ユビキタス支援を整備・拡充するとともに、本学が推進するアクセシビリティリーダー育成プログラムを拡充し、アクセシビリティ教育の受講率20%程度を達成する。

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

(学士課程)

- 【17】 高大接続を踏まえながら、本学のアドミッション・ポリシーに基づいて能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価・判定する個別選抜の内容を、平成29年度までに決定し、2年間の周知期間を経て、平成33年度入試から実施する。

- 【18】 国際的に通用性がある英語4技能（読む、聞く、書く、話す）を測ることのできる資格・検定試験を、平成29年度入試までに全学部のAO入試において活用し、平成31年度入試までに全学部の一般入試においても活用することによって、グローバル化に対応できる人材を受け入れる。

(大学院課程)

- 【19】 優秀な留学生を多数受け入れるために、出願書類アップロード機能、ポートフォリオ機能を装備して出願から入学までをシームレスに行うことのできる英語版インターネット出願システムを開発し、平成32年度までに全研究科で導入するとともに、海外拠点等を利用した入学者選抜を全研究科で実施する。

- 【20】 国際的に通用性がある英語4技能（読む、聞く、書く、話す）を測ることのできる資格・検定試験を活用した新たな入学者選抜を実施し、グローバル化に対応できる人材を受け入れる。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

【8】 自由で独創性の高い研究を推進し、個性ある研究分野における、国際発信力を高めるとともに、国内外の他機関とも連携しながら世界トップレベルの研究の達成を目指す。

(2) 研究実施体制等に関する目標

【9】 研究活動を適切に評価できるように研究マネジ

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

【21】 ミッションの再定義を踏まえ、総合研究大学の強みを活かし、学術動向や社会の要請に応えた研究を切り拓く。

人文社会系・学際系の研究分野では、平和を希求する精神の理念に基づき地域社会・国際社会との共存に資する真理の探究を進める。

理・工・農系の研究分野では、物性物理、宇宙科学、機能性材料創製、半導体・ナノテクノロジー、ものづくり・生産工学、動植物科学・水産海洋科学・食品科学などにおいて質の高い先端研究を発展させるとともに、生物、生命活動の原理に係る基礎研究を発展させる。

生命・医学系の研究分野では、原爆の惨禍から復興を支えてきた大学として放射線災害に係る医療に関する研究拠点を発展させるとともに、再生医療、肝疾患や脳科学研究の質の高い先端研究を発展させる。

このため、活発な研究活動を展開し、異分野融合型の研究を積極的に進めるとともに、基礎研究から応用研究まで一体的に推進し、多様な研究拠点を継続的に創出・育成する。また、特に優れた研究を行う教授職（DP）及び若手教員（DR）の認定制度を活用し、特に優れた研究活動を支援する。さらに、研究成果の国際発信力を高めるため、国際共同研究を推進し、国際会議の積極的誘致など研究者交流を促進する。

【22】 世界トップ100の総合研究大学を目指し、研究マネジメント人材であるリサーチ・アドミニストレーター（URA）及び技術職員等による研究活動支援により、教員等が研究に専念できる良好な研究環境を整備するとともに、優秀な研究人材を確保することにより、論文数を第2期中期目標期間終了時の1.5倍程度とし、被引用度の高いTop1%・10%論文の増加、人文社会系にあっては、重要な学術賞を受賞できるような著書・論文を発表する。また、国際共同研究や研究者交流の促進など国際研究活動を強化し、国際共著論文を第2期中期目標期間終了時の2倍程度にする。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

【23】 教員の個人評価及び本学の教育や研究面でのパフォーマンスをモニターする独自の目

メント機能を強化し、重点領域に効率的な研究支援を行う。

- 【10】 研究資源を学内外で有効に活用し、本学の強みであり特色である研究の発展に資するとともに、我が国の学術研究の発展に貢献する。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標

- 【11】 地域に集積する輸送機器、鉄鋼、機械分野等の産業界及び広島県を中心とする地域社会や他大学等と密接に連携し、国際競争力の向上やイノベーション創出等に貢献するとともに、地域を志向した教育・研究を推進する。

標達成型重要業績指標（A-K P I）等を参考に、研究活動の評価を適切に行い、大学として重点的に取り組む領域を決定し、研究者等の重点的配置を行う。

- 【24】 教員の研究力の向上と大学院生の研究活動の活性化のため、電子ジャーナル・データベースを中心とした学術情報基盤を強化する。
- 【25】 研究マネジメント人材であるリサーチ・アドミニストレーター（URA）及び高度な研究基盤技術を支援する技術職員等により効果的かつ活発な研究活動を支援するとともに、教員等が研究に専念できる良好な研究環境を整備する。
- 【26】 研究設備マネジメント体制について、利用者へのアンケート等によりニーズを把握し研究支援の改善・充実を図るとともに、研究施設・設備の利用状況等を踏まえた整備を計画的かつ戦略的に行い、研究施設・設備の学内外共同利用を推進する。
- 【27】 共同利用・共同研究拠点において、関連する研究コミュニティと連携して、共同研究課題の国際公募や国内外の研究者交流を促進し、国際共同研究を推進する。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

- 【28】 研究力強化の中心的役割を担うインキュベーション研究拠点や感性COI拠点等を活用し、グローバルな情報発信、共同研究講座の設置、包括的連携協定の活用、オープンイノベーションを実現する場の形成などを促進するとともに、広島地域の課題（ニーズ）と大学の資源（シーズ）の効果的なマッチング及び地域を志向した教育・研究を実施し、第2期中期目標期間終了時に比べて、産学官地域連携活動の各種実績値を10%程度増加させる。
- 【29】 教員養成機能における広域の拠点的作用を果たすため、教育学部第一類（学校教育系）担当教員における常勤の教諭としての経験を有する者の割合について30%を確保するとともに、初等・中等教育のグローバル化に資する教育課程並びに教科及び教職科目を有機的・体系的に結び付けた教育課程のモデルを編成し、実践する。また、アクティブ・ラーニングの一層の推進、実務家教員の更なる活用等教育方法の改善に努めるとともに、広島県が実施する「OECD地方創生イノベーションスクール」事業への学部学生への参画等、教育委員会や公立学校等との連携を深め、確かな理論と実践能力を備え

4 その他の目標

(1) グローバル化に関する目標

【12】 徹底した「国際化」を全学的に実施することで国際通用性を高め、ひいては国際競争力を強化し、世界大学ランキングトップ100を目指すための取組を進める。

(2) 附属病院に関する目標

【13】 安全管理体制を強化し、安全で質の高い医療を

た義務教育諸学校の教員を養成することによって、教育学部第一類（学校教育系）の卒業生に占める教員就職率は90%、教育学研究科博士課程前期の修了者（現職教員を除く。）に占める教員就職率は70%（博士課程後期への進学者を除く。）を確保し、地域社会の教育力向上に貢献する。

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

【30】 学位プログラムの国際化及び海外での留学生のリクルーティング強化などを図り、全学生に占める留学生の割合を12%程度以上に増加させる。また、日本人学生の留学を推進するため、STARTプログラム（新入生を対象とした海外留学体験）等短期の派遣者を、長期の派遣へ促す等により、日本人学生の海外派遣数を全学生の8%程度以上にする。

【31】 グローバル化の進展に対応するため、外国籍又は海外での教育研究歴等を持つ教員を全教員の47%程度にまで増加させるとともに、外国籍又は海外での職務経験等を持つ職員を全職員の8%程度にまで増加させる。

【32】 教育の国際標準化を推進するため、学士課程及び大学院課程の全授業科目のうち、外国語による授業科目数を30%程度に増加させる。また、留学生が日本文化への理解を深めることのできる日本語能力を向上させるため、留学生の語学力に応じた能力別カリキュラムの再編等を行い、充実した日本語教育を実施する。

【33】 世界の異なる入学時期や学事暦に対応し、集中した授業実施による学びの質向上及び深化をさせるとともに、海外への学生派遣及び海外からの学生受入れを行いやすくするため、クォーター制を活用したサマースクール及び集中講義型の教育プログラムなど多様なプログラムを整備する。

【34】 平成31年度までに、日本人学生のうち12%程度を留学生との混住宿舎に入居させ日常的な異文化交流を促進し、日本人学生及び留学生の国際通用性の基礎力を養う。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

【35】 高度な医療を提供する特定機能病院として、高難度の新規医療技術導入のプロセスを

提供する。

- 【14】 政策医療実施病院として、地域の医療の高度化に貢献するとともに、拠点医療機関としての役割を果たし、将来アジアのメディカルセンターとしての拠点形成を目指す。
- 【15】 卒前教育、卒後教育、生涯教育を通じて医療人の教育・研修機能を充実し、優れた医療人の育成を行う。
- 【16】 教育や臨床研究推進のための組織体制の整備を行い、先端医療開発を展開し、特色ある研究、診療の拠点形成を目指す。
- 【17】 経営基盤を強化し、効率的な経営を推進することにより、継続的・安定的な病院運営を行う。

含めた医療安全管理体制の見直しを継続的に行うとともに、更なる患者本位の医療の実践に向け、診療組織を改編するなど、高度先進医療や高難度医療に対応可能な診療施設として充実・強化する。

- 【36】 被ばく医療機関のネットワーク及び中国・四国ブロックにおける唯一の小児がん拠点病院としての中心的役割を果たすと同時に、地域の各拠点病院との連携を図る中心的医療機関としての機能を果たし、国際交流協定校との連携を深め、将来アジアのメディカルセンターの役割を担う施設として整備・発展させる。
- 【37】 広島卒後臨床研修ネットワーク機能の充実・強化を図り、体系的で質の高い臨床実習教育及び卒後臨床研修を実施するとともに、医学、歯学、薬学及び保健学分野の統合によるメリットを活かし、学部から大学院まで一貫性を持った多職種教育と研究を展開して中国・四国地方における医療人の養成拠点を形成する。また、総合的医療の実践、高度な専門性を持ち先端医療を担える医療人及び超高齢社会等の今後の医療需要に対応できる次世代医療を担える人材を輩出する。
- 【38】 原爆の惨禍からの復興を支えてきた大学として、放射線災害医療に関する国際拠点を形成し、本学が世界にアピールしうる特色ある先端医科学・高度先進医療を展開する。また、軟骨再生プロジェクト等の再生医療、肝疾患研究や脳科学研究を始めとする基礎医学、臨床医学の各領域における研究の実績を活かし、高いレベルの医学、歯学、薬学及び保健学研究を複合的に展開するとともに、医療と他分野の融合連携を図り、臨床に則した技術の開発拠点を形成する。
- 【39】 第2期中期目標期間中に運用開始した原価計算による収益管理及び収入評価を継続して行うとともに、経営支援システムを活用して収支分析を行い、分析情報に基づいた戦略的な病院経営を展開する。
- 【40】 広島県、広島市、医師会等との連携を強化し、「地域包括ケアシステム」の実現に向け、今後の医療需要の増大を見据えて、広島都市圏における医療提供体制の効率化・高度化と医療人材の有効活用を図りながら、広島都市部の基幹病院等との機能分化・連携を推進し、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築する。

(3) 附属学校に関する目標

【18】 スーパーグローバル大学創成支援事業で掲げた目標達成を目指す大学の附属学校として、さらには幼稚園から高等学校まで全ての学校種を有している強みを活かして、あらゆる発達段階の児童・生徒を対象とした教育研究、教育実習にグローバルな視点を取り入れるとともに、広域にわたる教員研修の拠点校として、広く西日本各地の教育力の向上に貢献する。

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

- 【41】 初等・中等教育段階で、外国語教育のみならず、批判的思考力、論理的表現力、チームワークやリーダーシップなどグローバル人材に求められる資質・能力を育成する教育課程及びその評価方法（ルーブリックなど）を平成30年度までに開発し、その成果を検証する。
- 【42】 グローバルな教員を養成するという教育学部・教育学研究科の方針に基づき、附属学校においても教育実習生に、グローバルマインドを育成する指導法や英語による授業展開の指導方法及びアクティブ・ラーニングなど新たな学びの方法を修得させるとともに、大学院生のインターンシップの場として活用し、実践的な指導力を身に付けさせる。
- 【43】 西日本の教員研修拠点としての機能を十分発揮できるよう、体系的な教員研修プログラムを策定するとともに、西日本各府県の教育委員会との連携を強化し、交流協定数を増加させる。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標**1 組織運営の改善に関する目標**

- 【19】 大学の強みや特色を活かし、教育研究機能を最大限に発揮するための実効性・透明性のある運営体制を構築する。
- 【20】 学長のリーダーシップを強化するための環境整備を行い、I Rを活用し戦略的な学内資源配分を行う。
- 【21】 国際レベルの競争的な環境における教育研究への取組に向け、教職員の国際通用性を高める。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置**1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置**

- 【44】 幅広い視野での自律的な運営改善に資するため、外国人を含む経営協議会学外委員から聴取した意見等を学長による部局長等ヒアリングを通じ、法人運営に反映させる。
- 【45】 ガバナンス体制の強化に向け意思決定システムなどの点検・見直しを行うとともに、学長と監事の定期的なミーティングを実施し、相互の意思疎通を図りながら、監事の独立性及び監事支援体制を検証し、監事の機能強化を行う。
- 【46】 教育研究力強化のため、教員の人件費管理を部局等単位から、全学一元管理とし、本学の教育や研究面でのパフォーマンスをモニターする独自の目標達成型重要業績指標（A-K P I）等を参考に、戦略的な人員配置を行う。
- 【47】 国内外の優れた教職員を確保するため、年俸制や混合給与など人事・給与システムの弾力化を推進し、年俸制適用教員を21%程度にまで増加させる。
- 【48】 優秀な若手教員（40歳未満）の活躍の場を全学的に拡大し教育研究を活性化するため、テニュアトラック教員の計画的採用などにより、若手教員（40歳未満）を34%

【22】 教育研究活動の支援強化のため、専門性を備えた職員の人材養成を行う。

【23】 教職員のワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、大学運営における意思決定の場に女性を積極的に登用する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標

【24】 全学的な機能強化を図る観点から、18歳人口の動態や社会的ニーズ等を踏まえ、本学の特長や強みを活かした柔軟かつ最適な教育研究組織を再構築する。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標

【25】 事務等の効率化・合理化のため、組織・業務の見直しを進めるとともに、職員の能力向上を図る。

程度にまで増加させる。

【49】 「各部署で必要となる知識・スキル等の明文化と育成への活用による職務遂行力の向上」、「キャリアパス、昇任基準等の明確化によるモチベーション向上」及び「難易度の高い業務経験の機会創出による職員全体の生産性向上」を目的とした職員人材育成計画に基づいた採用、異動、昇任、研修等により、職員の人材養成を行う。

【50】 教職員のワーク・ライフ・バランスを推進するため、制度の周知及びセミナーの実施等により、教職員が制度を活用しやすい環境を整備するとともに、平成31年度に次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」(第3期)の適合認定を受ける。

【51】 女性教職員の積極的参画を推進するため、女性教員及び女性管理職の割合を各20%程度にまで増加させる。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

【52】 ミッションの再定義や社会的ニーズ等を踏まえ、教員組織と教育研究組織を分離し、柔軟な教員集団を編成することにより、大学として重点的に取り組む領域を中心に教員を戦略的・重点的に配置することで、本学の特長や強みを活かした教育研究を推進するとともに、教育研究組織及び入学定員を見直す。

【53】 本学における生命・生物系の特長・実績のある教育研究リソースを活かした教育研究組織の整備を行う。

【54】 新たな時代に向けた教員養成と多様化する人材養成ニーズなど教育に関する諸課題へ対応するため、平成28年度に教育学研究科を改組し、教職開発専攻(教職大学院)を設置し、学年進行完成後に、教育内容、養成する人材像、就職率などの当初の設置目的に照らして検証する。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

【55】 組織・業務全般の再点検・見直しを継続的に行うとともに、各業務システム等に分散している情報の一元管理、インターネット出願システムの充実等、ICTシステムの整備や、実務研修及び階層別研修等による職員の能力向上を図ることにより、業務の効率化・合理化を促進する。

<p>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標</p> <p>【26】 総合研究大学として、国際水準の教育研究の展開を行うべく、財政基盤の充実・強化を図る。</p> <p>2 経費の抑制に関する目標</p> <p>【27】 財務指標の可視化を通して、管理的経費等の効率的執行を行う。</p> <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標</p> <p>【28】 全学的な視点から保有する資産（施設、設備）の有効活用を行うとともに、不断の見直しを行う。</p>	<p>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p> <p>【56】 国内外の競争的資金の動向等の調査・分析を行い、より効果的な資金獲得戦略に見直し、教員1人当たりの外部資金獲得額を第2期中期目標期間終了時の1.5倍程度にする。</p> <p>【57】 広島大学基金を拡充するため、寄附方法、広報効果等の検証を継続的に行い、募集戦略を見直す。</p> <p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</p> <p>【58】 一般管理費比率を抑制するため、セグメント別の財務分析等を行い、事務部門に係る消耗品等の予算の経費節減目標を対前年度△2%程度に設定し、継続的に抑制する。</p> <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>【59】 資産（施設、設備）の利用状況に関する情報集約及び検証を継続して行い、共同利用を推進するとともに、学外にも開放することで有効利用を促進する。</p>
<p>Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>1 評価の充実に関する目標</p> <p>【29】 総合研究大学として教育研究の活性化のため、自己点検・評価を基に、外部からの組織評価を実施する。</p>	<p>Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</p> <p>【60】 教育研究の質の維持・向上を図るため、大学として共通評価項目を設定し、各部局等においては、特性に応じた独自の評価項目を設定の上、毎年度、部局組織の自己点検・評価を実施するとともに、外国人を含む経営協議会学外委員等による外部評価を実施する。さらに、本学が加盟している国際大学間コンソーシアム（SERU）の国際的な教育の質保証評価を受審する。</p>

<p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標</p> <p>【30】 社会への説明責任を果たすため、自己点検・評価の実施状況の情報公開を積極的かつ的確・着実に実施する。</p> <p>【31】 国内外における本学の知名度及びレピュテーションの向上に資する広報活動を展開する。</p>	<p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置</p> <p>【61】 社会への説明責任を果たすため、ウェブサイトや「大学ポートレート」等を活用して、自己点検・評価状況を分かりやすく、積極的に発信する。</p> <p>【62】 国内外における本学の知名度及びレピュテーションの向上を図るため、利用者目線に立った情報の発信を念頭に置き、教育、研究、医療活動及び社会貢献等の優れた成果や活動状況をウェブサイトやソーシャルメディア等により情報発信する。</p> <p>【63】 海外の学術雑誌及び教育研究情報誌等への記事投稿及び海外メディアへのリリース配信等を積極的に行うことにより、本学のレピュテーションを向上させる。</p>
<p>V その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標</p> <p>【32】 魅力あるキャンパスの整備を推進するため、施設整備キャンパスマスタープランに基づき施設の整備を推進するとともに、総合的な施設マネジメントを行う。</p> <p>2 安全管理に関する目標</p> <p>【33】 安全管理体制を強化し、安全文化の醸成を図るため、教職員のリスクマネジメント及び安全衛生についての意識を向上させる。</p> <p>3 法令遵守等に関する目標</p> <p>【34】 社会への説明責任を果たすため、信頼性・透明性の高い、健全で適正な大学運営を行い、法令等の遵守を徹底する。</p>	<p>V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置</p> <p>【64】 学生・教職員の交流スペースやアクティブ・ラーニングのためのスペース等を整備するとともに、国の財政措置の状況を踏まえた老朽施設等の改修や省エネルギー対策、施設の適切な維持管理により安全・安心な教育研究環境を維持する。</p> <p>【65】 既存施設の有効活用を推進するため、教育・研究スペースの再配分とともに全学共用スペースを1.5倍程度に拡充する。</p> <p>2 安全管理に関する目標を達成するための措置</p> <p>【66】 安全管理体制の点検・評価を行うとともに、全教職員を対象とした安全衛生に係る研修や講演会等を毎年、定期的実施することにより、教職員のリスクマネジメント及び安全衛生管理の意識向上に取り組む。</p> <p>3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置</p> <p>【67】 研究活動に係る不正行為防止体制の整備及び研究費等の不正使用防止策に基づき、本学において研究に携わる者又は研究費を使用する者に、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する教育並びに研究費等の不正使用の防止に関する教育等へ参加させるとともに、研究費等を使用する者から毎年確認書の提出を義務付けるなどの不正防止策を実</p>

行する。

【68】 業務の適法かつ適正な執行と社会的信頼を確保するために、引き続き個人情報の取扱い等について研修等を通じ徹底した管理に取り組んでいくとともに、学生及び教職員への法令遵守についての啓発活動を定期的実施する。

【69】 平常時の脆弱性対策と災害時の事業継続性を考慮して主要事務サーバのクラウド化を完了させるとともに、第2期中期目標期間に改訂した情報セキュリティポリシー及び実施手順並びに本学で策定したクラウドサービス利用ガイドラインに沿った情報セキュリティの管理を実施する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

6, 2 2 2, 0 7 4 千円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1 重要な財産を譲渡する計画

- (1) 天水山団地の土地の一部（広島県広島市東区牛田新町4丁目226番101 117. 6 3 m²）を譲渡する。
- (2) 廿日市団地の土地（広島県廿日市市地御前5丁目2585番9 332. 73 m²）を譲渡する。

2 重要な財産を担保に供する計画

附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入に伴い、本学の土地及び建物を担保に供する。

IX 剰余金の使途

毎事業年度の決算において剰余金が発生した場合は、文部科学大臣の承認を受けて、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他**1 施設・設備に関する計画**

施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
・（東広島）ライフライン再生（電気設備等）	総額 923	施設整備費補助金（ 191 ）
・（霞）ライフライン再生（防災設備）		長期借入金（ 72 ）
・（医病）基幹・環境整備（防災設備更新）		
・小規模改修		（独）大学改革支援・学位授与機構 施設費交付金 （ 660 ）

（注1）施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

（注2）小規模改修について平成28年度以降は平成27年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、（独）大学改革支援・学位授与機構施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2 人事に関する計画**（1）戦略的な学内資源配分**

学長のリーダーシップの下、教育研究力強化に向けて、教員の人件費管理を部局等単位か

ら全学一元管理とし、本学の教育や研究面でのパフォーマンスをモニターする独自の目標達成重要業績指標（A-KPI）等を参考に、戦略的な人員配置を行う。

(2) 多様で優れた人材の獲得

- ① 教育研究力強化のために、国内外の優れた人材の確保に向けて、年俸制や混合給与など人事・給与システムの弾力化を推進するとともに、外国籍又は海外での教育研究歴等を持つ教員、若手教員（40歳未満）を増加させる。
- ② 職員人材育成計画に基づいた採用、異動、昇任、研修等の実施により、外国籍又は海外での職務経験等を持つ職員を増加させるなど、教育研究活動の支援強化に向け、職員の人材養成を行う。

(3) 男女共同参画の実現

- ① 広島大学男女共同参画宣言の基本方針に基づき、教職員のワーク・ライフ・バランスを推進し、平成31年度に次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」（第3期）の適合認定を受ける。
- ② 大学運営における意思決定の場への女性教職員の参画推進のため、女性教員及び女性管理職の割合を増加させる。

3 中期目標期間を超える債務負担 (長期借入金)

(単位：百万円)

財源	年度						中期目標 期間小計	次期以降 償還額	総債務 償還額
	H28	H29	H30	H31	H32	H33			
長期借入金 償還金 (大学改革 支援・学位 授与機構)	808	926	1,258	1,308	1,330	1,330	6,960	12,970	19,929

(金額はそれぞれの項目で四捨五入しているため、中期目標期間小計と次期以降償還額の合計は総債務償還額と合致しない。)

(注) 金額については、見込みであり、業務の実施状況等により変更されることもある。

4 積立金の使途

前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。

教育，研究，診療に係る業務及びその附帯業務

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成28年度～平成33年度 予算

大学等名 広島大学

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	145,401
施設整備費補助金	191
船舶建造費補助金	0
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	660
自己収入	224,022
授業料及び入学料検定料収入	56,194
附属病院収入	164,358
財産処分収入	484
雑収入	2,986
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	33,995
長期借入金収入	72
計	404,341
支出	
業務費	360,525
教育研究経費	205,065
診療経費	155,460
施設整備費	923
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	33,995
長期借入金償還金	8,898
計	404,341

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額212,425百万円を支出する。(退職手当は除く。)

注) 人件費の見積りについては、平成29年度以降は平成28年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、広島大学職員退職手当規則に基づいて支給することとするが、運営費交付金として交付される金額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定方法]

- 毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

I [基幹運営費交付金対象事業費]

- ①「教育研究等基幹経費」：以下の事項にかかる金額の総額。D (y - 1) は直前の事業年度におけるD (y)。

- ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与相当額及び教育研究経費相当額。
- ・ 附属学校の教育研究に必要な教職員のうち、標準法に基づく教員にかかる給与相当額。
- ・ 学長裁量経費。

- ②「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。E (y - 1) は直前の事業年度におけるE (y)。

- ・ 学部・大学院及び附属学校の教育研究に必要な教職員（①にかかる者を除く。）の人件費相当額及び教育研究経費。
- ・ 附属病院の教育研究診療活動に必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究診療経費。
- ・ 附置研究所及び附属施設等の運営に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費。
- ・ 法人の管理運営に必要な職員（役員を含む）の人件費相当額及び管理運営経費。
- ・ 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。

- ③「機能強化経費」：機能強化経費として、当該事業年度において措置する経費。

[基幹運営費交付金対象収入]

- ④「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。（平成28年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外。）

- ⑤「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分等）、授業料収入（収容定員超過分等）及び雑収入。平成28年度予算額を基準とし、第3期中期目標期間中は同額。

II [特殊要因運営費交付金対象事業費]

- ⑥「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

III [附属病院運営費交付金対象事業費]

- ⑦「一般診療経費」：当該事業年度において附属病院の一般診療活動に必要となる人件費相当額及び診療行為を行う上で必要となる経費の総額。I (y - 1) は直前の事業年度におけるI (y)。

- ⑧「債務償還経費」：債務償還経費として、当該事業年度において措置する経費。

[附属病院運営費交付金対象収入]

- ⑨「附属病院収入」：当該事業年度において附属病院における診療行為によって得られる収入。K (y - 1) は直前の事業年度におけるK (y)。

$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y)$

1. 毎事業年度の基幹運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) - G(y)$$

- (1) $D(y) = D(y-1) \times \beta$ (係数)
 (2) $E(y) = \{E(y-1) \times \alpha$ (係数) $\} \times \beta$ (係数) $\pm S(y) \pm T(y)$
 $+ U(y)$
 (3) $F(y) = F(y)$
 (4) $G(y) = G(y)$

-
- $D(y)$: 教育研究等基幹経費 (①) を対象。
 $E(y)$: その他教育研究経費 (②) を対象。
 $F(y)$: 機能強化経費 (③) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。
 $G(y)$: 基準学生納付金収入 (④)、その他収入 (⑤) を対象。
 $S(y)$: 政策課題等対応補正額。
 新たな政策課題等に対応するための補正額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。
 $T(y)$: 教育研究組織調整額。
 学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。
 各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。
 $U(y)$: 教育等施設基盤調整額。
 施設マネジメントにおける維持管理の状況に対応するための調整額。
 各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 毎事業年度の特種要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$B(y) = H(y)$$

-
- $H(y)$: 特種要因経費 (⑥) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

3. 毎事業年度の附属病院運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$C(y) = \{I(y) + J(y)\} - K(y)$$

- (1) $I(y) = I(y-1) \pm V(y)$
 (2) $J(y) = J(y)$
 (3) $K(y) = K(y-1) \pm W(y)$

-
- $I(y)$: 一般診療経費 (⑦) を対象。
 $J(y)$: 債務償還経費 (⑧) を対象。
 $K(y)$: 附属病院収入 (⑨) を対象。
 $V(y)$: 一般診療経費調整額。
 直近の決算結果等を当該年度の一般診療経費の額に反映させるための調整額。各

事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

W (y) : 附属病院収入調整額。

直近の決算結果等を当該年度の附属病院収入の額に反映させるための調整額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

【諸係数】

α (アルファ) : 機能強化促進係数。△1.6%とする。

第3期中期目標期間中に各国立大学法人における教育研究組織の再編成等を通じた機能強化を促進するための係数。

β (ベータ) : 教育研究政策係数。

物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、運営費交付金で措置される「機能強化経費」及び「特殊要因経費」については、平成29年度以降は平成28年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、船舶建造費補助金、大学改革支援・学位授与機構施設費交付金及び長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入並びに産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成28年度の実見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄附金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費、施設整備費及び船舶建造費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、変動要素が大きいため、平成28年度の実見込額により試算した支出予定額を計上している。

注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は1とし、「教育研究組織調整額」、「教育等施設基盤調整額」、「一般診療経費調整額」及び「附属病院収入調整額」については、0として試算している。また、「政策課題等対応補正額」については、平成29年度以降は、平成28年度と同額として試算している。

2. 収支計画

平成28年度～平成33年度 収支計画

大学等名 広島大学

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	404,528
経常費用	404,528
業務費	374,185
教育研究経費	54,631
診療経費	73,111
受託研究費等	24,363
役員人件費	807
教員人件費	131,622
職員人件費	89,651
一般管理費	7,922
財務費用	1,317
雑損	0
減価償却費	21,104
臨時損失	0
収入の部	403,430
経常収益	403,430
運営費交付金収益	145,885
授業料収益	43,391
入学金収益	6,606
検定料収益	1,352
附属病院収益	164,358
受託研究等収益	24,363
寄附金収益	9,077
財務収益	166
雑益	2,821
資産見返負債戻入	5,411
臨時利益	0
純利益	△ 1,098
総利益	△ 1,098

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

注) 純利益及び総利益は、附属病院における借入金返済額（建物、診療機器等の整備のための借入金）が、対応する固定資産の減価償却費よりも小さいことによるもの。

3. 資金計画

平成28年度～平成33年度 資金計画

大学等名 広島大学

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	409,671
業務活動による支出	382,107
投資活動による支出	13,336
財務活動による支出	8,898
次期中期目標期間への繰越金	5,330
資金収入	409,671
業務活動による収入	402,934
運営費交付金による収入	145,401
授業料及び入学料検定料による収入	56,194
附属病院収入	164,358
受託研究等収入	24,363
寄附金収入	9,632
その他の収入	2,986
投資活動による収入	1,335
施設費による収入	851
その他の収入	484
財務活動による収入	72
前中期目標期間よりの繰越金	5,330

注) 施設費による収入には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構における施設費交付事業にかかる交付金を含む。

中期目標の別表1 (学部, 研究科)

学 部	総合科学部 文学部 教育学部 法学部 経済学部 理学部 医学部 歯学部 薬学部 工学部 生物生産学部
研 究 科	総合科学研究科 文学研究科 教育学研究科 社会科学研究科 理学研究科 先端物質科学研究科 医歯薬保健学研究科 工学研究科 生物圏科学研究科 国際協力研究科 法務研究科 (法科大学院)

中期目標の別表2 (共同利用・共同研究拠点, 教育関係共同利用拠点)

【共同利用・共同研究拠点】

原爆放射線医科学研究所

放射光科学研究センター

ナノデバイス・バイオ融合科学研究所

【教育関係共同利用拠点】

生物生産学部附属練習船豊潮丸

生物圏科学研究科附属瀬戸内圏フィールド科学教育研究センター西条ステーション (農場)

生物圏科学研究科附属瀬戸内圏フィールド科学教育研究センター竹原ステーション (水産実験所)

学 部	総合科学部	520人		
	文学部	580人		
	教育学部	1,900人	(うち教員養成に係る分野	640人)
	法学部	760人		
	経済学部	880人		
	理学部	940人		
	医学部	1,160人	(うち医師養成に係る分野	680人)
	歯学部	478人	(うち歯科医師養成に係る分野	318人)
	薬学部	316人		
	工学部	1,980人		
	生物生産学部	380人		
研 究 科	総合科学研究科	180人	(うち博士課程前期	120人)
			博士課程後期	60人)
	文学研究科	224人	(うち博士課程前期	128人)
			博士課程後期	96人)
	教育学研究科	491人	(うち博士課程前期	304人)
			博士課程後期	147人)
			専門職学位課程	40人)
	社会科学研究科	241人	(うち博士課程前期	160人)
			博士課程後期	81人)
	理学研究科	453人	(うち博士課程前期	264人)
			博士課程後期	189人)
先端物質科学研究科	218人	(うち博士課程前期	128人)	
		博士課程後期	90人)	
医歯薬保健学研究科	606人	(うち修士課程	24人)	
		博士課程前期	128人)	
		博士課程後期	66人)	
		博士課程	388人)	
工学研究科	723人	(うち博士課程前期	480人)	
		博士課程後期	243人)	
生物圏科学研究科	245人	(うち博士課程前期	146人)	
		博士課程後期	99人)	
国際協力研究科	250人	(うち博士課程前期	142人)	
		博士課程後期	108人)	
法務研究科	60人	(うち専門職学位課程	60人)	